○厚生労働省告示第四百四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表Ⅱに次のように加える。

191　末梢血管用ステントグラフト	
(1)　標準型	316,000円
(2)　長瘤径対応型	338,000円

○農林水産省告示第二千三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　長野県上田市小泉字下半過山三二一七の八、字矢坂三二五四のイ、三二五四のロ、三二五五、三二五六、字清水下三二五七の一、三二五八、三二五九、三二六一、三二六二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字矢坂三二五六、字清水下三二五七の一、三二五八、三二五九、三二六一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　長野県長野市信更町三水字氷山一二五六、一二六二の一、一二六三の一、字峰二八八二、二八八三のロ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　長野県小県郡長和町和田字入細尾原三九四〇の三二、字野多谷五〇八四の一から五〇八四の一一まで、五〇九〇の三、五〇九〇の四、五〇九三の三、五〇九三の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡天川村大字栃尾七八七の二・七九〇の一から七九〇の三まで・七九〇の六・七九〇の三九・七九〇の四二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び天川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字小坪瀬一〇の二、一一、一二、一六、一九の一から一九の三まで、二〇の一、二〇の二、二一の一、二一の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字小坪瀬一〇の二・一一・一九の三・二〇の一・二〇の二・二一の一・二一の二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市蒲江大字森崎浦字白ハマ一八三九・一八四〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一八一三から一八一五まで、一八一七から一八二六まで、一八三一、一八三三から一八三八まで、一八四六、字越田尾一九一八の一三（次の図に示す部分に限る。）、一九一八の八から一九一八の一二まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字白ハマ一八二六・一八三一・一八三三から一八四〇まで・字越田尾一九一八の一一から一九一八の一三まで（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市蒲江大字森崎浦字白ハマ一八三九・一八四〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一八一三から一八一五まで、一八一七から一八二六まで、一八三一、一八三三から一八三八まで、一八四六、字越田尾一九一八の一三（次の図に示す部分に限る。）、一九一八の八から一九一八の一二まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字白ハマ一八二六・一八三一・一八三三から一八四〇まで・字越田尾一九一八の一一から一九一八の一三まで（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市蒲江大字森崎浦字白ハマ一八三九・一八四〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一八一三から一八一五まで、一八一七から一八二六まで、一八三一、一八三三から一八三八まで、一八四六、字越田尾一九一八の一三（次の図に示す部分に限る。）、一九一八の八から一九一八の一二まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字白ハマ一八二六・一八三一・一八三三から一八四〇まで・字越田尾一九一八の一一から一九一八の一三まで（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）